

令和5年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

開催方法 書面開催

開催通知日 令和5年6月30日（金）

委員氏名 神野 雅文 氏（愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長）
山内 浩 氏（愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
三好 英仁 氏（伊予銀行 八幡浜支店長）

議題

議題1 委員長の選任について
神野 雅文 氏に決定

議題2 審議事案の抽出について
委員長が指名する委員に一任することを決定
（委員長の指名により、山内 浩 氏が抽出委員を務める）

意見・質問 なし

令和5年度 第2回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 令和5年8月7日（月） 午後1時30分～午後2時40分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎3階 庁議室

出席委員氏名 神野 雅文 （愛媛大学学者会連携推進機構 知的財産センター長）
山内 浩 （愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
三好 英仁 （伊予銀行 八幡浜支店長）
市出席者 菊池 司郎 （副市長）
藤堂 耕治 （総務企画部長）
垣内 千代紀 （産業建設部長）
明礼 英和 （財政課長）
宮下 研作 （契約検査室長）
宇都宮 繁樹 （契約検査室契約係次長）
梅木 佑太 （契約検査室契約係主事）

議題

議題1 抽出議案の審議について

(様式第4号)

令和5年度 第2回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和5年8月7日(月)午後1時30分から午後2時40分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 神野 雅文 (愛媛大学学者会連携推進機構 知的財産センター長) 委員 山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委員 三好 英仁 (伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
抽出案件	5件(別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、山内委員が案件を抽出
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件名	入札方式
1	04水単第3号 愛宕第4配水池築造工事	一般競争入札
2	04水単第6号 川筋水源地ポンプ更新工事	指名競争入札
3	04単災第1号 市道川舞三本木線道路災害復旧工事	指名競争入札
4	04委生ゆ第2号 中央公民館保内別館跡地駐車場整備工事	指名競争入札
5	3階洗浄室他空調機器更新工事	随意契約

令和5年度 第2回八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 04水単第3号 愛宕第4配水池築造工事</p> <p>・工種は水道施設工事という設定だが、入札参加資格条件には土木一式または水道施設で登録があり、いずれかの工種がA等級であることとしている。入札参加可能業者を3者にするための条件設定にも思える設定だが、これでいいのか。</p> <p>・純粋な水道施設工事の場合どのような資格条件設定となるのか。</p> <p>・純粋な水道施設工事であれば、入札参加可能な業者が他にもいるが、それにも関わらず今回のような大きな水道施設工事に水道施設のランクがB等級業者の入札参加を可能にする資格条件設定でいいのか。</p> <p>・4,500万円以上の下請施工が想定されたため特定建設業に限るとしたとあるが、それは発注者側が資格条件設定しないとイケないのか。</p> <p>・落札率が99.8%と非常に高いが、原因は何と考えられているか。</p>	<p>回答</p> <p>・主となる配水池工は、ほぼ専門業者による下請施工でその金額が4,500万円以上となることが想定され、これを除くと、基礎工である土木工事のみとなること、また本来の工種が水道施設工事であることからこのような条件設定を行った。</p> <p>・この設計金額の規模であれば、水道施設工事で登録があるA等級の資格条件設定となる見込みである。</p> <p>・まず、4,500万円以上の下請施工が想定されたため入札参加には特定建設業の許可が必要であり、本市には特定建設業の許可を持つ者が合計3者しかいないこと、また、今回の工事では、全体工事費のうち下請施工が想定される配水池工を除くと土木工事となることから、この資格設定としたものであり、施工能力的にも問題ないと判断した。</p> <p>・入札参加業者が判断する場合もあるが、今回の工事の内、配水池工は国内でも限られた業者しか施工できないため、下請けに出さざるを得ず、4,500万円以上の下請け工事となることが明らかであったため、発注者側で特定建設業に限るという資格条件設定を行った。</p> <p>・工事の大部分が下請施工ということが想定されていたため、入札する業者が削減可能な</p>

<p>・本件は、工種は水道施設工事ではあるが、土木工事及び附帯する水道施設工事といったような表現ができれば業者も分かりやすいと思う。 今後改善される余地はあるのか。</p> <p>2. 04水単第6号 川筋水源地ポンプ更新工事</p> <p>・低入札価格審査会で履行について問題ないと判断した根拠は。</p> <p>・1,000万円未満の工事は最低制限価格が適用され、低入札した業者は受注できないが、1,000万円を超えた低入札価格調査制度が適用される工事で、低入札をした業者と契約する割合は。</p> <p>・低入札を繰り返す業者に対してのペナルティー制度はあるのか。</p> <p>3. 04単災第1号 市道川舞三本木線道路災害復旧工事</p> <p>・指名業者8者のうち、3者は辞退、4者は予定価格での応札となっており、落札業者も</p>	<p>経費が非常に少なかったこと、設計段階で予算額もあり十分な精査をされていたことが考えられる。</p> <p>・工事概要や入札参加資格設定等、分かりやすい表記について今後の検討課題としたい。</p> <p>・資材購入業者と入札業者に長年の協力関係があることや自社保有機械を使用することで、経費が適切に削減できていることが確認できたこと。また、経営状況が良好なことや、過去に同種工事例、施工実績があることから履行について問題ないと判断した。</p> <p>・直近3年間では、全て契約に至っている。</p> <p>・6か月以内に2回低入札を行った場合、2回目の低入札日の翌日から3か月間、市工事の入札に参加させない排除措置をとる制度がある。</p> <p>・農繁期までに完成させる必要があり工期が限られていたなかで業者の手持ち工事が多</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

非常に高い落札率となっているが、原因は何と考えているか。

4. 04 委生ゆ第2号

中央公民館保内別館跡地駐車場整備工事

・舗装工事は、令和元年度から4年度では、1件以外は決まった1業者が受注されており、またその落札率も高いが、競争性が機能していると考えられているか。

・舗装工事の指名業者は常にこの4者なのか。

・市内業者で出来る工事は市内業者でという説明をこれまでも聞いているが、舗装で登録されている市内業者が指名に入っていないのは施工能力がないという判断なのか。

5. 3階洗浄室他空調機器更新工事

・他に空調の専門業者もいると思うが、随意契約した理由は何か。

・当初からの懸案事項ということは、工事に瑕疵があったということか。

6. その他

(全体を通した意見)

かったこと、また、現場の条件が悪いことなどが原因と考えている。

・本件及びその他の舗装工事について、4者指名して入札を執行しているため、当市では3者以上あれば競争性があると判断していることから競争性は発揮していると考えている。

・近年は、この4業者で入札を行っている。

・格付総合数値が低く技術的適性の基準を満たしていないという判断である。

・空調の不具合が建築当初からの懸案事項であり、単に修繕するだけでなく当初の設計やその他施工段階から検証した上での施工が必要と判断し、病院建築の施工業者と随意契約をした。

・建築施工業者及び市で、瑕疵の点も含めて改善対応等の協議を重ねた結果、瑕疵とは判断できず、市で費用負担することで協議が整ったものである。

・市内の事業者は、例年減少傾向にあるが、

現状維持出来るようにしてもらいたい。また、5年後10年後の従業員の確保というのがどの事業者も課題になっている。働いている従業員の処遇を高めるためにも、予定価格に近い落札となっても事業者が利益を確保し、従業員にきちんと賃金を支払い、この八幡浜を守っていただきたい。